

令和8年度

八千代町独自 農業者等支援制度一覧

【申請期間】 令和8年5月8日（金）～ 令和9年3月まで ※予算が無くなり次第終了

① 農作物盗難防止用機材の購入設置

（農作物盗難防止機材設置支援事業）

農業者が町内に設置する農作物盗難防止のための機材（防犯カメラやセンサー等）の購入設置を支援
※台数は問いません

補助率 1/2
最大
3 万円

② 軽微な農業用機械などの購入

（スマート農業支援事業）

認定農業者が町内で使用するドローン、竹木粉碎機、電動バサミ、アシストスーツ、自動操舵装置、自立走行草刈機等の購入を支援

補助率 1/2
最大
10 万円

③ 高収益作物の導入

（高収益作物導入支援事業）

出荷や販売目的で、町内農用地にJA 八千代地区年販売額 100 万円以下の作物またはブドウ、サツマイモを導入する方へ導入費用を支援

補助率 1/2
最大
50 万円

④ 農産物の加工品開発

（農産物ブランド力強化支援事業）

認定農業者や農業法人、食品製造販売事業者等による町内産農産物の加工品開発に伴う費用（開発経費、機械整備、資格取得等）を支援

補助率 1/2
最大
50 万円

⑤ 果樹の苗木購入

（推奨果樹苗木購入支援事業）

果樹生産に取り組みようとする方へ町内農用地に作付する町推奨果樹（梨、ブドウ、すもも、黄桃、柿）苗木 10 本以上の購入を支援

補助率 1/2
最大
10 万円

⑥ 果樹の防災網張替え

（災害に強い果樹産地づくり育成支援事業）

果樹生産する農業者が、町内農用地において町推奨果樹の防災網を張り替える費用を支援

補助率 1/3

⑦ 緑肥作物の作付

（緑肥作物導入促進事業）

農業者が町内農用地に作付する緑肥作物、景観形成作物の種子購入を支援

最大
5 千円
/10a

申請方法については、裏面を参照ください。

令和8年度 八千代町農業者等支援制度 申請方法

【注意事項】

- 各支援事業について、申請は当該年度1回限りとなります。
- 次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。
 - (1) 八千代町に住所を置いていない場合
 - (2) 町税等を滞納している場合
 - (3) 対象経費について、他の補助を受けている または 受ける予定がある場合
 - (4) 対象事業について、既に発注や購入が済んでいる場合

【申請の流れ】

1 申請のご相談

内容の確認や予算状況等もございますので、申請前に農政課へご相談ください。
八千代町役場2F農政課（TEL0296-48-3819）

2 交付申請

対象経費に係る見積書等を持参のうえ、八千代町役場2F農政課までお越しください。
事前に来庁される日時をご連絡いただくとスムーズにお手続きいただけます。

3 審査・交付決定

交付申請後、2週間以内を目安に申請者の方へ交付決定通知をお送りします。
事業（発注、購入、支払など）の着手は、交付決定通知を受けてからお願いします。

4 事業着手

交付決定通知がお手元に届きましたら、速やかに事業に着手するようお願いします。

5 実績報告・交付請求

事業完了後、必要書類及び印鑑を持参のうえ、八千代町役場2F農政課までお越しください。

6 補助金の交付

実績報告及び交付請求後、1か月以内を目安に指定口座へ振込となります。

【問合せ先】八千代町役場 2F 農政課（TEL0296-48-3819）